

天領十力村の石高について

堅田波越・足田正己家古文書より考案

会員 岩 田 善 市

(表抜)
天保四年
豊後國海部郡拾千村高反別并
家數人數牛馬數取調帳
癸巳 九月

一高百四拾九石八斗六升六合
右同断
一高三百八拾七石八斗七升八合
左同断

波 越 村
泥 古 村

一高或千百拾石庵斗六升六合

豊後國海部郡

拾 千 村

内四拾石七斗八升

新田村

一高百式拾五石式斗式升

右村二新田無御座候

但私領入会并

一高百土拾四石庵斗九升七合

御朱印地除地高寺社領等無御座候

右村二新田烟無御座候

但右同断

一高七拾七石九斗五升

右村三新田無御座候

外

府坂村

一高三百式拾六石七斗六升七合

但古同断

柏江村

高拾石三斗二升

毛利伊勢守領分

御朱印地除地高寺社領等無御座候
但シ右、外

一高七拾式石五斗九升

御朱印地除地高寺社領等無御座候
右村二新田烟無御座候

棚野村

但私領入会并

一高百三拾五石八斗八升七合
御朱印地除地高寺社領等無御座候
右同断

石打村

但古同断

但古同断

一高百四拾九石八斗六升六合

右同断

波越村

一高三百八拾七石八斗七升八合
左同断

泥古村

高八斗四升八合
文政土午年御高入

新田

津志河内村

但古同断

一高文百七拾四石七斗四升庵合
御高入年号相知不申候

古新田

津志河内村

高立石三升六合
御高入年号相知不申候

古新田

津志河内村

高拾九石六斗式升六合
御高入年号相知不申候

古新田

津志河内村

高九牛八升四合
寶政三年年御高入分

新田

津志河内村

高七十九升五合
古同年御高入

新田

津志河内村

高庵石庵斗八升二合
文政五年年御高入

新田

津志河内村

高七十九升五合
古同年御高入

新田

津志河内村

高七十九升五合
古同年御高入

新田

津志河内村

高七十九升五合
古同年御高入

新田

津志河内村

高七斗式升五合 御高入年号相知不申候

古新田

高三石六斗九升

天明元年丑御高入

新田

高七斗六升八合

文政五年御高入 新田

高八斗式升五合

同上御高入 新田

組同断

一高四百拾壹石三斗九合

麻木村

内

高六石五斗八合

御高入年号相知不申候

新田

高式石四斗

文政五年御高入 新田

外

高六拾式石三斗五升三合

毛利伊勢守領分

但右の外

御朱印地除地高寺社領無御座候

以上

古者毛利伊勢守御預所高國郡村名書面之通相達無御座候
尤古之外新田御高入并見取反高流作場御林等無御座候

年号月日

天領十ヶ村とは、塙月・西野・府坂・棚野・石打・波

越・泥谷・柏江・津志河内・麻木の十ヶ村のことと、高
政の弟森九郎左衛門吉安が、故あって幕府に奉つた土地
である。それ以後天領として板札されたが、何分も才か二
千石ばかりの土地とあつては、煩わしかつたのであろう

毛利氏に預けられていた。それでこの取調帳は、毛利伊
勢守家米が、御勘定所へ報告されたことにあつてゐる。故
又天領支配については年代によつて異動がみられる。故

足田泉氏の調査によれば、

森九郎左衛門支配の時代

慶長六年（寛永九年）三十一年間

幕府直轄時代

寛永九年（寛永十年）約一ヶ年間

佐伯藩預り時代

寛文九年（寛永十年）三十四年間

幕府直轄時代

寛文九年（寛永十年）三十四年間

佐伯藩預り時代

天明四年（明治二年）

阿故こんなに交代したのであるのか。佐伯藩としてほ
天領地と他領とを一緒に支配することは、随分色々な問題
が起つて手を焼いたことと想う。その左が復つたり返
しづき、右が上のことを板札され左。

十ヶ村の中には、毛利伊勢守の領分が入りこんでいた。
床木村の中、大向、間田等云々土地高、六拾式石三斗五
升三合、府坂村の中今竹角部落の一郭、拾石三斗式升
この二ヶ所は毛利領である。慶隼として下駆ばきで歩け
る天領と隣り合せて、みの笠でわらじか、はだして歩く
地領のあることは、餘糸の種になつたことであろう。

この調査は表紙に書くように、天保四年（一八三三）十
一代高宗の時代であるが、更に元禄十四年（一七七〇）に
藩主中川因幡守と、田井藩主福葉能登守が調査して幕府
に出した報告書（著者・佐伯郷土史によると）による
と、次の通り記載されてゐる。比較して見ると面白い。

海部郡 小長谷勘左衛門御代官所

四〇二石 床木村（（嘉永四年一二二年後
一四一二石）

一一五石 塩月村（一三五石）

此取米九石八斗四升

西野村

西野村

一八〇石 泥谷村 (三八一石)
 一四二石 波越村 (一四九石)
 一五二石 (一五四石)
 一三五石 (一三五石)
 七二石 石打村 (一七七石)
 七七石 西野村 (一七二石)
 二七一石 榆志河内村 (一七四石)
 三二一石 柏江村 (一三二六石)

田高百拾三石七年七升四合七勺
 此反別 拾四升三反拾六步

烟高四拾石四斗或升或合三勺
 此反別 取米七拾石八斗或升或合六勺

此反別 六升三反拾步
 此取高拾三石四斗七升六合四勺

高文千八拾石六斗八升八合 捲カ村

一高七拾七石九斗五升

此款

田高四拾四石或斗六升七合
 此反別 五升或反或合七勺

此取米六拾八石七斗三升三合九勺

烟高三拾三石六斗八升三合
 此反別 六升九反六升七步

此取米六拾石七斗或升三合九勺

棚野村

田高

三百四石三斗六升

此反別 拾六升七反八反或拾或步

烟高

此取米百三十八石七斗三升五合八勺

田高

百六石九斗四升九合

此反別 拾五升八反或拾步

高文千八拾五石或斗或升

此款

田高

三百四石三斗六升

此反別 拾六升七反八反或拾步

高文千八拾五石或斗或升

此反別 七升八反或拾步

高文三千石或斗或升

此反別 三升八反或拾步

烟高

三百四石三斗六升

此反別 三升八反或拾步

天保四年の高と約三拾石の差がある。それ以元禄十四年からの百三十二年間、高入新田ができ未だめである。

府坂村

一高七拾七石九斗五升

此款

田高四拾四石或斗六升七合
 此反別 五升或反或合七勺

此取米六拾八石七斗三升三合九勺

棚野村

田高

五百拾三石八斗九升六合

此反別 立升九反八反或拾步

烟高

此取米参拾石三斗四升七合六勺

田高

五百拾三石八斗九升四合

此反別 立升四反三升九步半

烟高

此取米五石四斗或升水合

田高

五百拾三石八斗九升八合

此反別 九升九反三升六步

烟高

五百拾石九斗四升七合三勺

田高

五百拾石九斗四升八合

此反別 九升九反三升六步

烟高

五百拾石九斗四升七合三勺

畠高

式拾九石三斗三升

此反別

四町六畝玄拾八步半

此取米八石八斗七合四勺

一萬百四拾九石八斗式升式合

此誤

田高

大拾七石走斗六升

此反別

八町八畝六步

此取米三十八石三斗五合三勺

畠高

八拾式石六斗六升式合

此反別

拾四町七反走畝三步

此取米式拾七石七斗七升三合九勺

一萬三百八拾虎石八斗七升八合

此誤

田高

式百七拾參石九斗八升九合七勺

此反別

式拾參町四反九畝拾式步半

此取米百四拾四石五斗八升四合式合

畠高

百七石八斗八升八合五勺

此反別

拾虎町九反走畝拾步半

此取米式拾三石式斗三升九合四勺

一萬式百七拾四石七斗四升虎合

此誤

津志河内村

右之運御座候 以上
天保四年己酉月 御勘定所

毛利年勢守家来

右之運御座候 以上
天保四年己酉月

御勘定所

天保四年己酉月

田高

式百拾石式斗八升式合八勺

此反別

式拾三町四反六畝走步

此取米九拾四石六斗七升四合六勺

畠高

大拾四石四斗七升八石式合

此取米拾七石八斗九合虎合

一萬三百式拾六石五斗六升七合

此誤

田高 式百八拾五石六斗三升三合

柏 江 村

此反別 三拾壹町九畝拾三步半
此取米百七拾八石走斗六升三合六勺
畠高 三拾石九斗三升四合
此反別 三町北反八畝五步
此取米七石七斗八升三合走勺

波 越 村

右之寄

一萬合式千百拾石走斗六升式合

此誤

田高

千五百六拾式石九斗三升六合

此反別

百四拾五町五反走畝式拾九步

此取米七百九拾九石八斗九升三合九勺

畠高

五百四拾八石式斗六升六合

此反別

大拾八町五反七畝式拾六步半

此取米百七拾七石六斗九升

拾 ケ 村

右之寄

一萬合式千百拾石走斗六升式合

此反別 三拾壹町九畝拾三步半
此取米百七拾八石走斗六升三合六勺
畠高 三拾石九斗三升四合
此反別 三町北反八畝五步
此取米七石七斗八升三合走勺

この報告によると、天保四年は相當な不作と見えで、
どの村も田高に比較して非常な減收である。仮に西野村
为例で年貢の計算をしてみると、百姓がどれ程苦しい生
活をしていたかが想像出来る。
天保四年へ「七八巴」の「西野村銘細帳」によると、西野
村の田高、畠高は、これより四十九年後の前掲天保四年
(一八三三)と同高である。
不作の年は年貢も考慮されぬので、例えば五公立民へ
五割年貢として出し立割を百姓が取る」として計算して

外ることにする。尚田方及皆稻を作り、西野村で及万石・みかげ・萬崎・おくて・ござれも・ち等作つ方から、全部年貢の対象になるとする。烟は小物成で大麦・小豆・粟・稗・大豆・唐芋・大根・麻・棉を作つ方まで、現物納めが銀納であるから、米へ年貢の対象にはならないとして、田方の方だけで見積りしてみる。

天保四年の取米は七倍或八斗七升或合三勺である。これを五公五石で計算すれば次の通りとなる。

田 高	一一三石七斗七升合七勺
此取米	七二一石一二二升(天保四年)

こうした状態が五年、六年、七年とつづいたのであつた。

江戸、大坂、小浜、広島など全国各地で米価騰貴、米買占めに對し騒動、うちこわしがおきる。幕府は米商人が米を囤り、又及他国に廻送することを嚴禁する。僉約令を更に五十年延期する。

佐伯史談会と郡部と二石ど二石

(一)

○木丘村

（一）新村の先登と切つて、文化財保護条例をつく
り、聖嶽洞窟や小牛煙草洞や鍵子渓谷など、農富文
天然記念物に恵まれ、文化財の指定保護と集先であ
つた。特に佩指山には今春史談会員及教諭にわたつ
て登り、そのすばらしい展望と、山頂近くところで
貝の化石や、幾丈上巻の破片などを手に入れてゐる。
一村の入口下にある能登の溪谷にある三つの景勝、地
獄谷と鐘乳洞と二つも小穴、秋の探勝にふさわしい
ところで、史談会の大挙採集と計画したい。

○字目附

食糧不足の一揆が起きたり、米穀の打こわしが始ま
り、ついした、天保四年、五年の「日本史年表」を及ぶ
と、そぞろに社会現象が起きてくる。

（以下「日本史年表」歴史学研究会編より抜粋）

一八三三年 天保四年 契已
兵庫・青森などで米価騰貴のため騒動がおきる

距離の關係で、史談会もなかなか足が伸ばせない。
瑞見園に古い宝塔が二基見され、外にも古古古古
に古塔が多く、金剛の「おひざの墓」のようす比類
のないものがあるだけ、期待するところは大きい。

左左一人の会員神丸氏が、盛んに發見調査と取組

んでおられるへ近く出かけることにしている。

（三三ページへ）